

(要領様式第2号)

事業計画概要書に対する知事意見書

6上伊地環第36-2号
令和7年(2025年)5月27日

有限会社ヤマカ木材
代表取締役 勝野 智明 様

長野県上伊那地域振興局長

令和7年3月28日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	有限会社ヤマカ木材 代表取締役 勝野 智明 長野県木曾郡南木曾町読書 2435 番地 2
(2) 事業計画の概要	
▶申請の区分(Ⅰ)	産業廃棄物処理施設設置許可
①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県木曾郡南木曾町読書 5544 番 2
②廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定する木くずの破碎施設
③処理を行う廃棄物の種類	○破碎する産業廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。
④廃棄物の処理施設の処理能力	356t/日 (44.5t/h : 8時間稼働)
▶申請の区分(Ⅱ)	産業廃棄物処分業新規許可
①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県木曾郡南木曾町読書 5544 番 2
②廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定する木くずの破碎施設
③処理を行う廃棄物の種類	○破碎する産業廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。
④廃棄物の処理施設の処理能力	356t/日 (44.5t/h : 8時間稼働)
(3) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 長野県木曾郡南木曾町読書十二兼地区 長野県木曾郡大桑村大字野尻下在4区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)
(4) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 南木曾町長、大桑村長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号
(5) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 十二兼地区 令和7年6月16日(月) 午後7時から 下在4区 令和7年6月17日(火) 午後7時から

	<p>(場所)</p> <p>十二兼地区 長野県木曾郡南木曾町読書 5272 番地 南木曾町読書 十二兼集会所</p> <p>下在4区 長野県木曾郡大桑村大字野尻 2711 番地 大桑村公民館 下在郷分館</p>
--	--

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。